



被災者生活支援対策事業（地域コミュニティ施設等再建支援）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 財団法人新潟県中越沖地震復興基金（以下「基金」という。）は、新潟県中越沖地震により被災した地域コミュニティ施設の早期復旧を促進するため、コミュニティ組織が行う地域コミュニティ施設の建替又は修繕に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、財団法人新潟県中越沖地震復興基金補助金等交付規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金の補助対象者及び補助基準）

第2条 この補助金の補助対象者及び補助基準は別表のとおりとする。

（交付条件）

第3条 補助金の交付に際しては、規程第5条の規定に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- （1）この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を財団法人新潟県中越沖地震復興基金理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を基金に納付させることがあること。
- （2）この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。
- （3）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度（10月1日から翌年9月末日までの期間をいう。以下同じ。）の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならないこと。
- （4）事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

（補助金の交付申請）

第4条 規程第3条第1項の規定による補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を理事長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 理事長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適当と認めるときは、補助金の交付決定をする。

- 2 理事長は、交付決定をする場合において、当該補助金の目的を達成するため必要があるときは条件を付することができる。
- 3 理事長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助申請の取り下げ）

第6条 前条第3項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第3項の通知に係る交付決定等の内容又はこれに付した条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に、申請を取り下げることができる。

- 2 前項の取り下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の内容等の変更）

第7条 補助事業者は、規程第5条第1項に掲げる経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（経費配分又は事業内容の軽微は変更及び減額変更を除く。）を行おうとする場合は、事業内容変更承認申請書（別記第3号様式）を理事長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第5条の規程による交付決定の額の変更（減額変更を除く。）を受けようとする場合は、変更交付申請書（別記第3号様式）を理事長に提出しなければならない。

- 3 理事長は、前2項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認め又は交付決定額を変更すべきものと認めたときは、その旨を事業内容変更承認（変更交付決定）通知書（別記第4号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）を理事長へ提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の申請があり、申請事項を承認すべきと認めたときは、事業中止（廃止）承認通知書（別記第6号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の遂行状況報告等）

第9条 補助事業者は、理事長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、理事長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業の完了から20日を経過した日までに実績報告書兼補助金請求書（別記第7号様式）を理事長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 理事長は、補助事業者の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第8号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 理事長は、前条の額の確定を行った後、補助事業者へ補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 理事長は、規程第15条第1項各号に定めるもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 理事長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（別記第9号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 理事長は、前条第1項又は第2項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の納期限を延長することができる。

（延滞金）

第15条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を基金に納付しなければならない。

（書類の経由）

第16条 この要綱の規定により理事長に提出する申請等の書類は、市町村を経由して提出す

るものとし、理事長が行う通知も同様とする。

(補則又はその他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 20 年 10 月 7 日から施行し、平成 19 年 7 月 16 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 21 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 21 年 8 月 11 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。ただし、施行日において事業が完了している場合は、改正前の要綱を適用することができる。

3 前項の規定により旧要綱を適用する場合にあっても、第 10 条に規定する実績報告書兼補助金請求書(別記第 7 号様式)を提出する際には、「被災箇所、被災程度及び復旧方法に係る証明書」及び「入札や見積もり合わせ等、契約相手方の選定状況がわかる書類」を添付しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 21 年 12 月 4 日から施行し、平成 22 年 2 月 1 日から適用する。

別表（第2条関係）

補助対象者、補助対象事業内容及び補助対象経費	補助率等	摘 要
<p>1 集会所等の建替又は修繕</p> <p>(1) 補助対象者 災害救助法適用市町村内の集会所等のコミュニティ施設を所有・管理する集落又は自治会等</p> <p>(2) 補助対象事業 被災した集会所等のコミュニティ施設の建替・修繕 (新たに、震災により離村等した元住民との交流・宿泊施設を付加する場合は、当該付加施設の整備も対象とする。) ※国・県等の補助による災害復旧事業の対象とされた施設は対象外とするが、元住民との交流・宿泊施設の付加は対象とする。</p> <p>(3) 補助対象経費</p> <p>ア 建替の場合 本体工事、付帯設備（電気、空調、衛生等）、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計管理委託及び建替に必要な解体に要する経費（土地購入費、調度品及び備品を除く）</p> <p>イ 修繕の場合 建物本体、付帯設備、外構の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計管理委託に要する経費</p> <p>ウ 建替、修繕とも総面積は従前の延床面積の1.0倍以内 ただし、これによりがたく、理事長が特に認める場合は1.5倍以内</p> <p>市町村等から補助金がある場合は、補助対象経費から控除する。</p>	<p>(補助率) 補助対象 経費の3/4以内</p> <p>(補助金限度額) 所要額</p> <p>補助金の算出において千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる</p>	<p>平成20年度～ 平成22年度</p>

補助対象者、補助対象事業内容及び補助対象経費	補助率等	摘 要
<p>2 鎮守・神社・堂・祠等の建替又は修繕</p> <p>(1) 補助対象者 地域・集落等のコミュニティの場として長年利用されている鎮守・神社・堂・祠（以下「鎮守等」という。）の復旧を行う、災害救助法適用市町村内の集落又は自治会等</p> <p>【補助対象施設】 次の要件をすべて満たすもので、地域・集落のコミュニティを維持するため復旧が必要と市町村長が認定する鎮守等</p> <p>ア 災害救助法適用市町村内に存在しているものであること</p> <p>イ 専ら当該地域（集落）の住民が利用する鎮守等であること</p> <p>ウ 当該地域（集落）住民が参加する祭り行事などのコミュニティ活動が現に行われ、今後も引き続き行われることが確実であること</p> <p>(2) 補助対象事業 地域・集落等のコミュニティの場として長年利用されている鎮守等の復旧</p> <p>(3) 補助対象経費</p> <p>ア 建替の場合 本体工事、付帯設備（電気、空調、衛生等）、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計管理委託及び建替に必要な解体に要する経費（土地購入費、調度品及び備品を除く）</p> <p>イ 修繕の場合 建物本体、付帯設備、外構の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計管理委託に要する経費 （敷地の地盤復旧・改良工事を含み、土地購入費、調度品及び備品を除く。）</p> <p>市町村等から補助金がある場合は、補助対象経費から控除する。</p>	<p>(補助率) 補助対象経費の 3 / 4 以内</p> <p>(補助金限度額) 2,000 万円</p> <p>ただし、これによりがたく、理事長が特に認める場合は 3,000 万円</p> <p>補助金の算出において千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる</p>	<p>平成 20 年度～平成 21 年度</p>



別記第 1 号様式（第 4 条関係）

平成 年 月 日

財団法人新潟県中越沖地震復興基金
理事長 様

(〒 -)

所在地

名 称

代表者

印

被災者生活支援対策事業（地域コミュニティ施設等再建支援）
補助金交付申請書（集会所等・鎮守神社堂祠）←いずれかに○

被災者生活支援対策事業（地域コミュニティ施設等再建支援）補助金交付要綱第 3 条の
規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の内容 別紙 1 地域コミュニティ施設等再建支援事業実施計画書のとおり

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 地域コミュニティ施設等再建支援事業実施計画書（別紙 1）
- (2) 工事見積書、設計図（施工予定図）の写し
- (3) 市町村が発行するり災（被災）証明書（写し可）
- (4) 被災箇所、被災程度及び復旧方法に係る証明書（別紙 2）
- (5) 被災状況写真

.....（以下基金事務局記載欄、申請者記載不要）.....

事業番号	市町村	受付番号
10170		

(別紙1) 集会所等の建替又は修繕関係

地域コミュニティ施設等再建支援事業実施計画書

1 施設の概要

市町村名					
団体名					
代表者	(氏名) (住所) (電話)				
施設の名 称					
所在地	(再建前) (再建後)				
着工日	平成	年	月	日	完了日
	平成	年	月	日	

2 再建の内容

		再 建 後	再 建 前	
土 地	所有者			
	面積 (㎡)			
建 物	所有者			
	構造			
	延床面積 (㎡)	※		

3 経費の内訳 (書ききれない場合は別紙も可)

(単位: 円)

内 容	総事業費 A	市町村等補助 金 B	基金対象事業 費 A-B=C	補助率 3/4	補助額 C×3/4
				3/4	/
計					

(別紙1) 鎮守・神社・堂・祠等の建替又は修繕関係

地域コミュニティ施設等再建支援事業実施計画書

1 施設の概要

市町村名					
団体名					
代表者	(氏名) (住所) (電話)				
施設の名 称					
所在地	(再建前) (再建後)				
着工日	平成	年	月	日	完了日
	平成	年	月	日	
要綱別表2の(1)のウに定めるコミュニティ活動の内容					

2 再建の内容

		再 建 後	再 建 前	
土 地	所有者			
	面積 (㎡)			
建 物	所有者			
	構造			
	延床面積 (㎡)			

3 経費の内訳 (書ききれない場合は別紙も可)

(単位：円)

内 容	総事業費 A	市町村等補助 金 B	基金対象事業 費 A-B=C	補助率 3/4	補助額※ C×3/4
				3/4	/
計					

※補助限度額は、2,000万円

(別紙2) 被災箇所、被災程度及び復旧方法に係る証明書

財団法人新潟県中越沖地震復興基金理事長 様

施設全体の被災程度	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部損壊	記入者氏名
施設全体の復旧方法	<input type="checkbox"/> 再建 (全体)	<input type="checkbox"/> 再建 (一部) のみ	<input type="checkbox"/> 再建 (一部) + 修繕	<input type="checkbox"/> 修繕のみ	

1 被災箇所、被災内容及び復旧方法

2 市町村認定

被災箇所	被災内容	復旧方法等	写真 No.	全体工事費	補助対象経費	工事の妥当性
		①方法 ②材料 ③考え方				①方法 ②材料 ③考え方 ④工事費
		①方法 ②材料 ③考え方				①方法 ②材料 ③考え方 ④工事費
		①方法 ②材料 ③考え方				①方法 ②材料 ③考え方 ④工事費

※注1 被災箇所には、「屋根」「柱」「壁」「床」「基礎」等を記入し、被災内容、復旧方法等は詳細に記載すること。

注2 写真は、復旧方法(方法、材料、考え方)が妥当と判断できる詳細なものを添付すること。

中越沖地震による被災内容は上記のとおりであり、その復旧方法(工法)等は妥当であることを証します。

年 月 日

市町村長

印

別記第2号様式（第5条関係）



沖復基 第 号
平成 年 月 日

様

財団法人新潟県中越沖地震復興基金
理事長 印

被災者生活支援対策事業（地域コミュニティ施設等再建支援）
補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、財団法人新潟県中越沖地震復興基金補助金等交付規程第6条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 事業内容 当該補助金交付申請のとおり
- 3 補助金の交付条件
補助事業者は、財団法人新潟県中越沖地震復興基金補助金等交付規程及び被災者生活支援対策事業（地域コミュニティ施設等再建支援）補助金交付要綱に従うこと。



別記第3号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

財団法人新潟県中越沖地震復興基金
理事長 様

(〒 -)
所在地
名称
代表者

印

被災者生活支援対策事業（地域コミュニティ施設等再建支援）
補助金事業内容変更承認申請書

平成 年 月 日付け沖復基第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、財団法人新潟県中越沖地震復興基金補助金等交付規程第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。
なお、これに伴う補助金の変更交付を併せて申請します。

記

1 変更申請事項

(1) 変更内容 地域コミュニティ施設等再建支援事業実施計画書のとおり

(2) 変更補助金額

交付決定額	金	円
変更申請額	金	円
増減額	金	円

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 変更事業計画書（事業実施計画書の様式に準じて作成し、事業内容及び補助対象経費の配分について、変更前（上段かっこ書き）と変更後を二段書きすること。）
- (2) 見積書及び設計図（施工予定図）の写し（変更実施箇所）
- (3) 被災箇所、被災程度及び復旧方法に係る証明書（変更実施箇所）
- (4) 被災状況写真（変更実施箇所）

注1 変更事項毎に変更後の計画を事業計画書に記載し、その上段に変更部分に係る当初計画を（ ）書きで記載すること。

2 補助金の交付変更を必要としない場合は、「なお書き」を削除すること。

3 添付書類については、変更事項がないものは省略できる。

.....（以下基金事務局記載欄、申請者記載不要）.....

事業番号	市町村	受付番号
10170		



沖復基第 号
平成 年 月 日

様

財団法人新潟県中越沖地震復興基金
理事長

被災者生活支援対策事業（地域コミュニティ施設等再建支援）
補助金事業内容変更承認（変更交付決定）通知書

平成 年 月 日付け 第 号で事業内容変更承認（変更交付）申請のあった標記補助金について、下記のとおり承認（決定）したので通知します。

記

- 1 変更承認（変更交付決定）する事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は事業内容変更承認（変更交付）申請書に記載のとおりとする。
- 2 変更後の事業に要する補助金の額は次のとおりとする。（※変更交付決定通知のみ）

既交付決定額	金	円
変更交付決定額	金	円
増減額	金	円
- 3 補助金交付の条件等については上記のほか、平成 年 月 日付け 第 号に記載のとおりとする。



平成 年 月 日

財団法人新潟県中越沖地震復興基金
理事長 様

(〒 -)
所在地
名称
代表者

印

被災者生活支援対策事業（地域コミュニティ施設等再建支援）
補助金事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった標記事業について、下記理由により中止（廃止）したいので、被災者生活支援対策事業（地域コミュニティ施設等再建支援）補助金交付要綱第8条の規定により承認を申請します。

記

- 1 事業中止（廃止）理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）
- 3 中止しようとする以前の遂行状況

	交付決定額 円	支出済額 (月 日) 円	残 額 円	支出予定額 円	不要額 円
事業費					
補助金の額					

・・・・・・・・・・・・・・・・（以下基金事務局記載欄、申請者記載不要）・・・・・・・・・・・・・・・・

事業番号	市町村	受付番号
10170		

別記第6号様式（第8条関係）



沖復基第 号
平成 年 月 日

様

財団法人新潟県中越沖地震復興基金
理事長

被災者生活支援対策事業（地域コミュニティ施設等再建支援）
補助金事業中止（廃止）承認通知書

平成 年 月 日付けで中止（廃止）承認申請のあった事業について、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 中止（廃止）対象事業
平成 年 月 日付け 第 号（の ）で交付決定の事業



別記第7様式（第10条関係）

平成 年 月 日

財団法人新潟県中越沖地震復興基金
理事長 様

(〒 -)

所在地
名称
代表者

印

被災者生活支援対策事業（地域コミュニティ施設等再建支援）
補助金実績報告書兼請求書（集会所等・鎮守神社堂祠） ←いずれかに○

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり事業を実施したので、被災者生活支援対策事業（地域コミュニティ施設等再建支援）補助金交付要綱第10条の規定に基づき、実績を報告します。

また、併せて補助金 円を請求します。

記

1 交付決定額及び請求額 金 円

2 補助金振込先

金融機関名		口座種別（いずれかに○）
支店名		普通・当座
カタカナ		
口座名義人		
口座番号		

注：振込先確認のため、通帳等の口座名義人(カタカナ)記載部分の写しを添付してください。なお、口座名義人と申請者が一致しない場合は、申立書等を添付してください。

3 添付書類

- (1) 地域コミュニティ施設等再建支援事業報告書（別紙1）
- (2) 工事請負契約書、設計図の写し
- (3) 被災箇所、被災程度及び復旧方法に係る証明書（別紙2）
- (4) 被災状況写真と完了写真
- (5) 入札や見積もり合わせ等、契約相手方の選定状況がわかる書類
- (6) 領収書の写しなど支払を証する書類
- (7) 地域コミュニティ施設等再建支援市町村認定書（鎮守・神社・堂・祠等の再建時添付）（別紙3）

.....（以下基金事務局記載欄、申請者記載不要）.....

事業番号	市町村	受付番号
10170		

(別紙1) 集会所等の建替又は修繕関係

地域コミュニティ施設等再建支援事業実施報告書

1 施設の概要

市町村名			
団体名			
代表者	(氏名) (住所) (電話)		
施設の名 称			
所在地	(再建前) (再建後)		
着工日	平成 年 月 日	完了日	平成 年 月 日

2 再建の内容

		再 建 後	再 建 前	
土 地	所有者			
	面積 (㎡)			
建 物	所有者			
	構造			
	延床面積 (㎡)			

3 経費の内訳 (書ききれない場合は別紙も可)

(単位：円)

内 容	総事業費 A	市町村等補助 金 B	基金対象事業 費 A-B=C	補助率 3/4	補助額 C×3/4
				3/4	/
計					

(別紙1) 鎮守・神社・堂・祠等の建替又は修繕関係

地域コミュニティ施設等再建支援事業実施報告書

1 施設の概要

市町村名			
団体名			
代表者	(氏名)		
	(住所)		
	(電話)		
施設の名 称			
所在地	(再建前)		
	(再建後)		
着工日	平成 年 月 日	完了日	平成 年 月 日
要綱別表2の(1)のウに 定めるコミュニティ活動 の内容			

2 再建の内容

		再 建 後	再 建 前	
土 地	所有者			
	面積 (㎡)			
建 物	所有者			
	構造			
	延床面積 (㎡)			

3 経費の内訳 (書ききれない場合は別紙も可)

(単位：円)

内 容	総事業費 A	市町村等補助 金 B	基金対象事業 費 A-B=C	補助率 3/4	補助額※ C×3/4
				3/4	/
計					

※補助限度額は、2,000万円

(別紙2) 被災箇所、被災程度及び復旧方法に係る証明書

財団法人新潟県中越沖地震復興基金理事長 様

施設全体の被災程度	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部損壊	記入者氏名
施設全体の復旧方法	<input type="checkbox"/> 再建 (全体)	<input type="checkbox"/> 再建 (一部) のみ	<input type="checkbox"/> 再建 (一部) + 修繕	<input type="checkbox"/> 修繕のみ	

1 被災箇所、被災内容及び復旧方法

2 市町村認定

被災箇所	被災内容	復旧方法等	写真 No.	全体工事費	補助対象経費	工事の妥当性
		①方法 ②材料 ③考え方				①方法 ②材料 ③考え方 ④工事費
		①方法 ②材料 ③考え方				①方法 ②材料 ③考え方 ④工事費
		①方法 ②材料 ③考え方				①方法 ②材料 ③考え方 ④工事費

※注1 被災箇所には、「屋根」「柱」「壁」「床」「基礎」等を記入し、被災内容、復旧方法等は詳細に記載すること。

注2 写真は、復旧方法(方法、材料、考え方)が妥当と判断できる詳細なものを添付すること。

中越沖地震による被災内容は上記のとおりであり、その復旧方法(工法)等は妥当であることを証します。

年 月 日

市町村長

印

(別紙3)

地域コミュニティ施設等 再建支援市町村認定書

対象施設名

上記の施設は、被災者生活支援対策事業（地域コミュニティ施設等再建支援）補助金交付要綱別表2の（1）に定める施設であることを認定する。

要綱別表2の（1）のウの具体的なコミュニティ活動

平成 年 月 日

財団法人新潟県中越沖地震復興基金理事長 様

市町村長

印

別記第8号様式（第11条関係）



沖復基 第 号
平成 年 月 日

様

財団法人新潟県中越沖地震復興基金
理事長 印

被災者生活支援対策事業（地域コミュニティ施設等再建支援）
補助金額の確定通知書

平成 年 月 日付で実績報告のあった標記補助金について、財団法人新潟県中越沖地震復興基金補助金等交付規程第13条の規定により、下記のとおり交付することを決定し、補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金の確定額 金 円
- 2 交付予定日 年 月 日

別記第9号様式（第13条関係）



沖復基 第 号
平成 年 月 日

様

財団法人新潟県中越沖地震復興基金
理事長 印

被災者生活支援対策事業（地域コミュニティ施設等再建支援）
補助金交付決定取消通知書

平成 年 月 日付け沖復基第 号で交付決定した標記補助金について、下記のとおり交付決定の一部（全部）を取り消したので、財団法人新潟県中越沖地震復興基金補助金等交付規程第15条の規定により通知します。

記

- 1 補助金取消額 金 円
- 2 取消の内容及び理由
- 3 補助金返還期限 平成 年 月 日